

# 労務に関する情報

## ●雇用保険料率の引き下げ

	雇用保険率	失業等給付分	
		被保険者負担	事業主負担
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の5	1,000分の3.5 計 1,000分の8.5
特掲事業のうち 農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の3.5 計 1,000分の9.5
特掲事業のうち 建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の6	1,000分の4.5 計 1,000分の10.5

平成24年4月より引き下げられます。  
給与計算システムの料率変更にご留意下さい。

## ●廃止予定の助成金

- (1)平成24年3月31日廃止予定
- ①若年者等正規雇用化特別奨励金  
1年間雇用保険に加入していなかった若年者等を、ハローワーク経由で採用した場合に受給できる助成金。  
\*中小企業100万円/人  
\*大企業50万円/人
- ②既卒者育成支援奨励金  
ハローワーク経由で3年以内既卒者を有期社員として採用し、教育訓練(OFF-JT)実施後正社員とした場合にもらえます。  
\*中小企業限定 最大125万円/人

(2)平成24年6月30日廃止予定

- 被災地特例は翌年3月末まで延長予定。
- ①3年以内既卒者トライアル雇用奨励金  
ハローワーク経由で3年以内既卒者を有期社員として採用し、その後正社員とした場合にもらえる助成金。  
\*最大80万円/人
- ②3年以内既卒者採用拡大奨励金  
ハローワーク経由で3年以内既卒者を、最初から正社員として採用した場合にもらえる助成金。  
\*最大100万円/事業所

各助成金の詳細につきましては、以前の号でご紹介済みですので、詳細については紙面の都合上省略しております。

## ●助成金不正受給の注意喚起

厚生労働省では、「雇い入れ助成金の不正受給に関して次のように注意喚起しています。」

『気付かぬうちに不正受給に該当している場合があります。念のため、申請前に今一度ご確認ください。左記のうち1つでも「YES」がある場合、助成金は支給されませんので、ご注意ください。』

①ハローワーク等からの紹介以前に、対象者の面接などを実施した。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
②ハローワーク等からの紹介以前に、対象者に採用や内定の通知をした。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
③過去3年間に雇用したことがある人(アルバイトなどの短期雇用も含む)を、助成金の対象として採用した。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
④対象者の雇用開始日の前日から起算して6か月前の日から申請書を提出する日までの間に、事業主都合で解雇者を出した。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO

不正受給発覚のパターンとして、対象労働者がトラブルで離職した後、その者が関係機関に申告するケースが多いそうです。基本的には当事者同士でしか知り得ないことですから・・・助成金受給が「目的」になってしまうと、「この程度なら大丈夫だろう」と無理しがちです。詐欺罪での刑事告発も辞さない方針ですので十分ご留意下さい。

赤井労務マネジメント事務所  
 社会保険労務士 赤井孝文  
 URL <http://www.6064.jp>